

新見市公用車一般競争入札案内

スバル貨物

サンバーバン

新 見 市

# 一般競争入札参加案内

物件を次の要領で、一般競争入札により売り払います。買受け希望のある方はご参加ください。

## 1 競売物件（詳細は物件説明書をご覧ください）

- |                |                    |
|----------------|--------------------|
| (1) 物件名        | スバル 貨物 サンバーバン 2人乗り |
| (2) 自動車登録番号    | 岡山480う2504         |
| (3) 型式         | LE-TT2             |
| (4) 初度登録年月     | 平成18年3月            |
| (5) 車体の形状      | バン                 |
| (6) 自動車検査証有効期限 | 令和8年3月22日          |

## 2 予定価格（最低売払い価格）

¥88,000円（消費税を含む）

## 3 入札参加資格及び要件

入札に参加できる方は、日本国内に住所、事務所又は事業所を有する個人及び法人とします。また、入札への参加は、令和8年1月27日（火）16時までに事前に参加申し込みをした方に限ります。ただし、次に掲げる者は、入札に参加することができません。

- (1) 市有財産に関する事務に従事する職員
- (2) 地方自治法施行令167条の4第1項に該当する者
- (3) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 市との契約履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 市の行う競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは、不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 市の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は市との契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて、市との契約を履行しなかった者
  - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を市との契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 新見市暴力団排除条例第2条第1号及び第3号に規定する暴力団又は暴力団員等（入札参加者が法人である場合、役員に暴力団員等が含まれている場合にも入札に参加できません。）
- (5) 入札参加者又はその役員（ウ、エ及びオについては、入札参加者の経営に事実上参加している者を含む）が、次のいずれかに該当する場合
  - ア 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき、又は暴力団関係者が入札参加者の経営に事実上参加している場合

- イ　自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は、第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用していると認められるとき
- ウ　暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき
- エ　暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- オ　暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用していると認められるとき
- カ　新見市から受注した建設工事等の施工に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に届け出なかったとき

#### 4 契約条項を示す場所

契約書の見本は、新見市教育部新見市学校給食センターでご覧いただけます。

#### 5 入札の日時及び場所

入札月日	受付開始	入札開始	入札会場
令和8年1月30日（金）	9：00	10：00	新見市新見310番地3 新見市役所南庁舎 1階会議室1A

#### 6 入札金

入札しようとする金額とします。

#### 7 入札保証金に関すること

入札しようとする金額の5%以上に相当する金額の現金を受付時に納付していただく必要があります。なお、落札者が納付された入札保証金は契約保証金の一部に充当します。また、落札できなかつた方には入札終了後お返しします。

#### 8 入札参加に必要なもの

##### (1) 入札参加者が個人の方で、入札にご本人が出席される場合

- ①印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
- ②印鑑（①の印鑑証明書により証明された印鑑）
- ③入札保証金
- ④筆記用具

##### (2) 入札参加者が個人の方で、入札に代理人が出席される場合

- ①本人の印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
- ②本人の委任状（①の印鑑証明書により証明された印鑑が押印されているもの）
- ③委任状に押印されている代理人の印鑑
- ④入札保証金
- ⑤筆記用具

##### (3) 入札参加者が法人で、入札に代表権のある方が出席される場合

- ①法人の印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
- ②印鑑（①の印鑑証明書により証明された印鑑）
- ③入札保証金

#### ④筆記用具

##### (4) 入札参加者が法人で、入札に代理人が出席される場合

- ①法人の印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
- ②委任状（①の印鑑証明書により証明された印鑑が押印されているもの）
- ③委任状に押印されている代理人の印鑑
- ④入札保証金
- ⑤筆記用具

※ 入札書の用紙は当日受付でお渡します。

#### 9 契約の締結と契約保証金の納付

落札された方は、落札決定の日から14日以内に契約を締結していただきます。契約締結の際、契約保証金（契約金額の10%以上に相当する金額の現金）を納付していただきますが、入札時に納付いただいた入札保証金をこの契約保証金の一部に充当します。

#### 10 売買代金の納入

売買代金（契約保証金を差し引いた残金額）は、契約締結時から30日以内に納入していただきます。

納入期限までに売買代金が完納されない時は契約を解除します。この場合、契約保証金は市のものとなります。ただし、市が特に認めた場合は所定の遅延料を附加して納入期限を延長することがあります。

#### 11 所有権の移転

所有権は、売買代金が完納されたときに、市から買受人へ移転します。ただし、この手続きに必要な経費は買受人の負担となります。名義変更を行った場合は車検証の写し、一時抹消登録を行った場合は、登録識別情報等通知書または一時抹消登録証明書の写しを提出してください。

#### 12 問い合わせ先

入札への参加を希望される人は必ず1月27日（火）16時までに新見市学校給食センターへご連絡ください。

新見市教育部新見市学校給食センター

TEL（0867）72-1349